

<1997年3月>

「引当金に関する一考察—会計学・商法・企業会計原則における引当金、企業経営における引当経理—」

93300 内田 文子

論文要旨

引当金とは、将来ある時点において生ずると予想される事象の生起の結果として、実現する費用や損失などに対して、原因となる事象の生ずる以前の期間に見越計上の行われる費用や損失などについての引当額を言う。適正な期間損益計算を行い、期末における財務状態を適正に表示することが、引当金設定の目的である。

適正な期間損益目的から、合理的方法によって認識・測定し、当期の費用に計上すべきものであるとする引当金は、企業会計における損益目的からくる必然的要請に基づいて設定されると考えられていた（昭和47年度企業会計原則注解18）が、将来の費用損失の見積計上に至り（昭和57年度企業会計原則注解18）、さらに、企業における慎重な行動指針、会計上の企業利益の過大計上を避ける会計処理の判断基準である保守主義により支えられることになっている。

本論文は、将来事象でありながら適正な期間損益を算出するために設けられた引当金が、どのような会計理論を根拠に貸借対照表能力をもちえたのか、また、企業の損失見積計上がどのような過程を経て認知されたかを報告し、企業会計原則注解の問題点を示唆するものである。この過程で、筆者は、企業会計上において商法と企業会計原則の引当金が一致していないことを述べ、商法の包括規定と企業会計原則をめぐり行われた論議も紹介している。併せ、引当経理の実態を探るために、実際の有価証券報告書を分析し、理論と実務の間の距離を指摘している。

第1章 問題の所在

本論文の背景と、問題意識、ならびに概要について述べている。

第2章 企業会計上の引当金

引当金概念は、会計理論の展開の中でどのように形成され、発展したかについて、期間損益の観点から考察し、引当金が、どのように貸借対照表能力をもつに至ったかについて述べている。

第3章 商法上の債務と引当金

引当金が貸借対照表の負債項目として計上された過程を、商法上の債務の概念およびその背景をとうして考察している。

第4章 企業会計原則における引当金

引当金をめぐって、旧企業会計原則注解の問題点と新注解の修正点について述べている。引当金の設定は、判断基準としての保守主義により支えられていることを述べている。

第5章 企業と引当経理

とくに中小の企業においては、引当経理による利益操作が目立つことを指摘し、実際の有価証券報告書、決算書類等を参照しながら引当経理の実態を考察する。

第6章 おわりに

各章の考察を踏まえて、本論文のまとめとして企業会計原則注解18の問題点について述べている。